

愛媛大学先端研究・学術推進機構学術企画室要項

平成23年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、愛媛大学先端研究・学術推進機構規則第10条第2項の規定に基づき、愛媛大学先端研究・学術推進機構学術企画室（以下「学術企画室」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学術企画室は、愛媛大学先端研究・学術推進機構長（以下「機構長」という。）の指示のもと、学内の分野横断的研究及び学際的研究の活性化並びに全学レベルの学術プロジェクトに関する企画立案等を行い、学術研究を推進することを目的とする。

(業務)

第3条 学術企画室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学内の研究成果の収集及び共同研究の促進に関すること。
- (2) 全学レベルの学術プロジェクトに関すること。
- (3) 外部競争的研究資金獲得に関すること。
- (4) 研究交流促進に係る情報提供に関すること。
- (5) その他本学の学術研究推進に係る企画に関すること。

(組織)

第4条 学術企画室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 室員
 - ア リサーチ・ファシリテーター 若干人
 - イ リサーチ・アドバイザー 若干人
 - ウ その他学長が必要と認めた者

(室長)

第5条 室長は、愛媛大学先端研究・学術推進機構学術研究会議の委員のうちから機構長が指名する。

(副室長)

第6条 副室長は、愛媛大学の教員（特定職員である教員を含む。）のうちから、機構長が当該教員の所属する部局等の長の同意を得て任命する。

(室員)

第7条 リサーチ・ファシリテーターは、第3条各号に掲げる業務に関する専門的知識を有する教員のうちから、機構長が推薦し、学長が任命する。

2 リサーチ・アドバイザーは、特に優れた研究活動実績を有する教員のうちから、機構長が推薦し、学長が任命する。

(任期)

第8条 副室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、副室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 室員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、室員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第9条 室長は、学術企画室の業務を掌理する。

2 副室長は、室長の職務を補佐し、室長が不在又は事故あるときは、その職務を代行する。

3 リサーチ・ファシリテーターは、室長の職務を助け、第3条各号に掲げる業務全般を遂行する。

4 リサーチ・アドバイザーは、室長の指示に従い、第3条第3号及び第4号に掲げる業務を遂行する。

5 その他の室員は、室長の指示に従い、学術企画室の業務に従事する。

(事務)

第10条 学術企画室に関する事務は、研究支援部研究支援課において処理する。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、学術企画室に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要項施行後、最初に任命される第6条第4項の研究・アドバイザーの任期は、第7条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。